護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が」に改め、同項第三号中「提供時間帯を通じて専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる介護職員」を「当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定介護予防通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が」に、「十五人までは一以上、それ以上五又はその端数を増すごとに一を加えた数」を「十五人までの場合にあっては一以上、利用者の数が十五人を超える場合にあっては十五人を超える部分の数を五で除して得た数に一を加えた数」に改め、同条第二項中「提供時間帯を通じて専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が」を「当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が」に改め、同条第七項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を削り、同条第五項を第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の単位ごとに、第一項第三号の介護職員（第二項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第七項において同じ。）を、常時一人以上当該指定介護予防通所介護に従事させなければならない。

4　第一項及び第二項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定介護予防通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。

第百十二条第一項第一号中「単位ごとに、その提供を行う時間帯（以下この条において「提供時間帯」という。）を通じて専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる生活相談員が」を「提供日ごとに、当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が」に改め、同項第二号中「提供時間帯を通じて」を削り、同項第三号中「提供時間帯を通じて専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる介護職員が」を「当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が」に、「十五人までは一以上、それ以上五又はその端数を増すごとに一を加えた数」を「十五人までの場合にあっては一以上、利用者の数が十五人を超える場合にあっては十五人を超える部分の数を五で除して得た数に一を加えた数」に改め、同条第二項中「提供時間帯を通じて専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が」を「当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が」に改め、同条第五項中「同条第一項から第四項まで」を「指定居宅サービス等基準第百六条第一項から第六項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　基準該当介護予防通所介護事業者は、基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、第一項第三号の介護職員（第二項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項において同じ。）を、常時一人以上当該基準該当介護予防通所介護に従事させなければならない。

4　第一項及び第二項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の基準該当介護予防通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。

第百十五条中「第三十五条、第三十六条」を「第三十四条の二から第三十六条まで」に改める。

第百四十二条中「第百五条」の下に「の規定」を加える。

第百七十九条中「、指定介護予防通所介護事業所」の下に「、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第十三条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。）」を加える。

第百八十条第一項中「第四号」を「第三号」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「前項第三号」を「前項第二号」に改め、同条第三項中「第一項第五号」を「第一項第四号」に改める。

第百八十三条第二項第一号ロ中「十・六五平方メートル」を「七・四三平方メートル」に改める。

第百八十五条中「第三十五条、第三十六条」を「第三十四条の二から第三十六条まで」に改め、「準用する前条」と」の下に「、第百四十八条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と」を加える。

第二百六十条第三項中「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号）」を「指定地域密着型介護予防サービス基準」に改める。

第二百七十五条第二項に次の一号を加える。

六　第二百七十八条の二に規定する介護予防福祉用具貸与計画

第二百七十八条中第六号を削り、第五号を第六号とし、第四号から第二号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、次条第一項に規定する介護予防福祉用具貸与計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。

第十二章第五節中第二百七十八条の次に次の一条を加える。

（介護予防福祉用具計画の作成）

第二百七十八条の二　福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、指定介護予防福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定介護予防福祉用具販売の利用があるときは、第二百九十二条第一項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画と一体のものとして作成しなければならない。

2　介護予防福祉用具貸与計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3　福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4　福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画を作成した際には、当該介護予防福祉用具貸与計画を利用者に交付しなければならない。

5　福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から、必要に応じ、当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。

6　福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。

7　福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。

8　第一項から第四項までの規定は、前項に規定する介護予防福祉用具貸与計画の変更について準用する。

第二百八十条中「第三十五条、第三十六条」を「第三十四条の二から第三十六条まで」に改める。